

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

第2期神山町まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県名西郡神山町

### 3 地域再生計画の区域

徳島県名西郡神山町の全域

### 4 地域再生計画の目標

神山町の人口は、国勢調査によれば1950年の21,241人をピークに一貫して減少しており、2020年には4,647人となった。住民基本台帳では、2025年1月1日時点で4,673人である。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）のデータを基に独自に推計したところ、現状のまま推移した場合、人口減少は今後も続き、2040年には2,794人、2060年には1,379人まで減少する見込みである。

年少人口（0～14歳）の割合は、2015年時点で5.7%と低水準にあり、今後も大きな回復は見込まれていない。2015年は、生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の比率が逆転した年であり、以降、比率自体は比較的安定しているものの、人口規模の縮小は引き続き進むと見込まれる（2015年：年少人口300人、生産年齢人口2,378人、老年人口2,622人／2024年：年少人口317人、生産年齢人口1,921人、老年人口2,497人）。また、高齢化率についても、社人研の推計では今後も緩やかな上昇が続くとされている。

直近10年間の人口動態を住民基本台帳でみると、年間の出生数は平均16.6人、死亡数は136.1人で、自然動態は年平均▲119.5人となっている。一方、転入数は135.0人、転出数は146.0人で、社会動態は年平均▲11人である。自然動態と社会動態を合わせると、年間で約130.5人、総人口の約2.5%が減少している計算となる。

こうした人口減少が続く中で、社会動態については近年回復の兆しも見られる。移住交流支援センターを開設した2007年頃から転入者数は増加傾向にあり、2011年には社会増減が+12人、2020年度には+27人、2024年度には過去最大となる+53人を記録した。

社会増の要因の一つとして大きいのが、私立高等専門学校の開校に伴う学生や教職員の転入である。また、近年、民間による教育機関（オルタナティブスクール等）の開校もあり、世帯での転入に加え、これまで進学を機に町外へ転出していた15歳から19歳の年代においても、町外・県外からの転入が見られるようになっている。加えて、神山町創生戦略に基づく高校魅力化の取組により、神山校への入学者も毎年一定数見られる。

一方で、合計特殊出生率は、2018年から2022年までの平均で1.45と、徳島県平均（1.46）とほぼ同水準にあるものの、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っており、少子化の進行に歯止めがかかっている状況にはない。

このように、神山町では長期的な人口減少と高齢化が進行する一方で、近年は教育機関の立地や移住施策等により、社会動態に一定の改善の兆しも見られている。しかし、その動きは構造的な人口減少を転換するまでには至っておらず、受け皿となる環境や、暮らしを将来世代につないでいく基盤には、依然として大きな課題が残されている。

特に顕在化している課題として、住宅不足、自然環境の保全、そして地域を支える担い手の世代構成の変化が挙げられる。

まず、住宅不足の問題である。移住やUターンを希望する声は一定数あるものの、町内に適切な物件が見つからず、転入を断念せざるを得ない状況が生じている。第2期では、既存建物の利活用等について検討を進めてきたが、需要に対して供給が追いついていないのが現状である。これは転入機会の損失につながっており、早急な対策が必要な課題である。

次に、山や農地、川などの自然環境の保全である。自然環境は、人々の暮らしを支える基盤であり、神山町の魅力の源泉でもある。しかし現在、町内の森林の多くを占める人工林では、森林や農地に関わる人の減少や林業生産活動の衰退を背景に、十分な手入れが行き届いていない。その結果、保水力の低下や土砂災害リスクの増大が懸念されている。「山の上の家で水が出にくくなった」「鮎喰川の水量が減っている」

といった声も聞かれるようになっていく。将来世代が自然の恵みを楽しみながら暮らし続けられるよう、現世代が森林や河川の環境保全に取り組み、そのための活動や仕事を創出していく必要がある。

さらに、人口減少の影響は、地域を支える担い手の世代構成にも大きな変化をもたらしている。これまで地域活動や自治の中核を担ってきた中堅世代が高齢期に移行する一方で、その役割を引き継ぐ世代の人数が少なく、担い手の継続的な確保が難しくなっている。その結果、従来であれば自然に行われてきた世代交代が進まず、個々の負担の増大や、地域活動そのものの縮小・廃止につながっている。

今後、つなプロをはじめとする取組が停滞し、人口減少対策や地域活動が縮小した場合、次のような事態が進行することが懸念される。

#### 【2025年時点から見たなりゆきの未来】

- ・2040年には、1学年あたりの子どもの数が7人程度となる
- ・担い手不足により、地域活動や自治の維持が困難となる  
(伝統行事・祭り・消防団活動等の衰退・廃止)
- ・商店やガソリンスタンドなど、生活に不可欠な施設が廃業する
- ・施設の老朽化と利用者減少により、水道料金が高騰する
- ・自然環境など暮らしを支える基盤が損なわれる  
(耕作放棄地・放置林の拡大、鳥獣被害や災害リスクの増大)
- ・児童数の減少により、小中学校が廃校となる

これらの課題に対応し、本計画では、神山町を将来世代につないでいくことを目指し、次の事項を施策領域として設定するとともに、本計画期間における基本目標として掲げる。

基本目標1 すまいづくり

基本目標2 ひとづくり

基本目標3 しごとづくり

基本目標4 循環の仕組みづくり

基本目標5 自然環境づくり

基本目標 6 安心な暮らしづくり

基本目標 7 関係づくり

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和12年度 )	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	社会動態（転入数－転出 数）の向上	+11人 (2020から2024年 の平均)	60人	基本目標 1 から 基本目標 7
イ	0～14歳の子ども数	301人	309人	
ウ	15～24歳の青年の数	279人	286人	
エ	25～44歳の壮年の数	660人	598人	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

神山町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア すまいづくり事業
- イ ひとづくり事業
- ウ しごとづくり事業
- エ 循環の仕組みづくり事業
- オ 自然環境づくり事業
- カ 安心な暮らしづくり事業

## キ 関係づくり事業

### ② 事業の内容

#### ア すまいづくり事業

単身者向け賃貸住宅の整備や空き家・空き地の活用、官民連携手法の導入により、若者・単身世帯のニーズに対応した住まいの選択肢を拡充する。あわせて、自然環境や集落景観と調和した住環境整備を進め、良好な景観の保全・形成を図ることで、移住・定住を促進し、持続可能な居住基盤の再構築を目指す事業。

##### 【具体的な事業】

- ・単身者向け賃貸住宅の開発を進める。
- ・PFI 等を含め、民間事業者と連携した建設・維持管理の手法を検討する。
- ・公共工事における対象エリアや施設、景観協議や手続きの流れを明確にする。
- ・新規開発に加え、空き家や町営住宅の利活用・再編を検討する。等

#### イ ひとつづくり事業

神山町の教育環境と地域資源を生かし、「まちの高校」や小学校留学、国際交流事業、食農教育、若者の居場所づくり等を一体的に推進することで、地域で学び、地域と関わり続ける人材を育成する。あわせて、新たな学校との協働を通じて子どもたちの将来の選択肢を広げ、将来的な定着と地域を支える人材基盤の強化を図る事業。

##### 【具体的な事業】

- ・神山校・公社・役場が連携する「まちの高校戦略会議」を設置・運用し、学校と地域が共有する中長期的な方向性を整理する。
- ・県外の小学生と保護者を一定期間受け入れる「小学校留学」を実施し、学びと暮らしの体験を通じて関係・交流人口の拡大と将来的な移住につなげる。
- ・県の留学支援事業を活用し、町内高校生等のチームによる海外留学について、留学計画の作成から申請までを伴走支援し、神山に関心を持つ

た学びと挑戦の機会を創出する。

- ・民間主体で展開されてきたワカモノの居場所づくりを、つなプロの戦略の一つとして位置づけ、一般社団法人バンビによる交流拠点の整備・運用を支援することで、ワカモノが神山中で学び、暮らし、働くことを将来の選択肢として捉えられる機会を広げる。等

## ウ しごとづくり事業

本町の主産業の一つであるすだち産業における収穫期の人手不足や担い手不足に対応するため、「すだちワーキングホリデー」による援農者の受入れと関係機関の連携体制を構築し、農家の負担軽減と安定的な労働力確保を図るものである。あわせて、援農を通じた関係人口の創出や就農・継承支援等を進め、すだち産業の持続的な発展につなげる事業。

### 【具体的な事業】

- ・すだち農家の収穫期に援農者を受け入れる「すだちワーキングホリデー」を実施し、人手不足の解消を図る。
- ・ハローワーク徳島、役場、公社が連携し、援農者の募集、受け入れ調整、滞在中の支援を行い、農家の負担を軽減する。
- ・援農を通じて神山中の暮らしを体験する機会を提供し、リピート参加や関係人口の拡大につなげる。
- ・就農・継承支援や苗木更新等を含め、町内外の関わりによってすだち産業を支える仕組みを整備する。等

## エ 循環の仕組みづくり事業

在来種「神山中小麦」を活用し、生産から加工・消費までを町内で完結させる地域内循環型の産業モデルを構築する。精麦・製粉施設整備を支援し、高付加価値化と生産体制の強化、耕作放棄地の再生、担い手拡大を図ることで、持続可能な地域経済の形成につなげる事業。

### 【具体的な事業】

- ・民間主体で精麦・製粉の一次加工施設を整備し、役場は制度活用や関係機関調整により後方支援する。

- ・町内で精麦・製粉を完結させ、神山小麦の特性を生かした高付加価値化とコスト削減を図る。
- ・販路を見据えた生産体制を構築し、耕作放棄地の再生や協力農家の拡大を進める。
- ・在来種の栽培技術を体系化・普及し、生産から加工・消費までが循環する地域経済モデルを構築する。等

## オ 自然環境づくり事業

町が主体となる水源林の取得・管理と、民間・所有者と連携した森林施業支援体制の構築により、源流域から持続的な森林管理を進める。また、管理集約化や人材育成、普及啓発を通じて森林の多面的機能を維持・回復し、暮らしと産業を支える自然環境を将来世代へと継承する事業。

### 【具体的な事業】

- ・鮎喰川源流域の森林取得を町が主体的に進め、水源林として適切に管理するとともに、人工林では間伐等の施業により森林の多面的機能を持続的に発揮させる。
- ・森林所有者が施業に踏み出せるよう、民間事業者と行政が連携した「森の相談窓口」を設け、現地調査から計画作成、施業実施、人材育成まで一体的に支援する。
- ・行政・民間・所有者の連携により森林の管理集約化を進め、効率的かつ継続的に山の手入れが行われる体制を整える。
- ・学校教育や体験プログラム、シンポジウム、調査研究の公開を通じて、森林の公益的機能や手入れの重要性に対する理解を広く促進する。等

## カ 安心な暮らしづくり事業

地域の知恵の継承や高齢者の生きがいを進めるとともに、買い物支援や移動支援「まちのクルマLet's」など生活支援サービスの持続的な運営体制を整備し、多世代が安心して暮らし続けられる地域基盤を構築する事業。

### 【具体的な事業】

- ・地域の高齢者が培ってきた知恵や技、暮らしの工夫を、学校や地域団体

と協働して子どもや若い世代に伝える機会をつくとともに、「てんこもり」やボランティア活動と連携し、その内容を記録・整理して将来世代に継承する。

- ・買い物支援「ちょっとわて」を、高齢者の困りごとや関心が集まり交流が生まれる身近な居場所として位置づけ直し、相談対応や交流、農作物・工芸品等の活用・販売を通じて生きがいつくりと社会参画を促すとともに、将来的な地域主体の運営体制を検討する。

- ・町民の生活環境課題を継続的に解決できる人材と組織体制を整備するとともに、補助金等を組み合わせた安定的な財政基盤を構築し、高校生・高専生・若手移住者・Uターン者など多様な担い手が学び・参画しやすい環境をつくる。等

## キ 関係づくり事業

寄り合い、公共空間の活用、研修及びつなプロ報告会等を通じて、多様な人が出会い対話し行動につながる関係性を育み、地域活動や協働の取組が継続的に生まれる基盤を構築する事業。

### 【具体的な事業】

- ・定期的な「寄り合い」を通じて、立場や世代を越えた対話と相談が生まれ、仲間づくりや情報循環を促し、芽生えたアイデアを役場・公社の後押し（ふるさと納税活用等）により持続的な取組へ育てる。

- ・新たに神山に関わる人が、町の成り立ちや取組を知り、地域の人と出会いながら継続的な関係を築き、立場を越えて相談・協力し合い、地域での行動や挑戦につながる状態をつくる。

- ・「つなプロ報告会」に対話・ワークショップ要素を取り入れ、定期的な勉強会や意見交換を通じて、将来像を継続的に考え・検討する場をつくる。等

※なお、詳細は神山町創生戦略まちを将来世代につなぐプロジェクトのとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,700,000千円（令和8年度～12年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度11月に外部有識者による効果検証を行い、結果を公表するとともに、町内外のアドバイザーと年単位で振り返りを行い、社会動向や現場の実感を踏まえて施策の有効性と今後の方針を検討する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで